

平成20年（行コ）第4号公文書不開示処分取消等請求事件

控訴人 宮部 慎太郎

被控訴人 鳥取 県

準備書面（2）

平成20年12月3日

広島高等裁判所

松江支部 御中

控訴人 宮部 慎太郎

第1 被控訴人上申書についての意見

- 1 控訴人は「部落解放鳥取県企業連合会による加点研修の実績報告書、受講者名簿」を開示請求したものであって、本件文書の役職及び合否の部分も当然請求の主旨に含まれている。現時点で部分開示された文書（甲3）には、合否欄の○×の意味、役職欄の数字の意味が書かれており、役職及び合否の部分が開示されることによって全体の合否や役職の内訳が分かるため、役職及び合否の部分は有意の情報である。